

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社寺澤工務店
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市
許可番号	兵庫県知事（般－４）第 203273 号
許可を受けている建設業の種類	建、と

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 6 月 17 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 6 号該当）
処分の内容	<p>建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部2 期間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 7 月 7 日までの 7 日間
処分の原因となった事実	<p>株式会社寺澤工務店は、大阪府内の建設工事において、元請より受注した工事を、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と、軽微な工事の基準額を超過した下請契約を締結した。このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当する。</p>